

日	曜	11月の学校行事予定
1	火	6年授業公開(2~4校時) 就学時健診 金曜日課4時間授業 給食後13:00頃 下校
2	水	全校朝会 1,2年授業公開(2~4校時)
3	木	文化の日
4	金	6年陸上大会(午前)
5	土	
6	日	
7	月	5年、さくら授業公開(2~4校時)
8	火	個人面談期間(~25日まで) 6年陸上大会予備日
9	水	体育朝会
10	木	5年、さくら読み聞かせ
11	金	4年校外学習(川越方面)
12	土	
13	日	
14	月	県民の日
15	火	
16	水	音楽朝会
17	木	6年読み聞かせ 教材費引き落とし予定日 3年校外学習(鉄道博物館・グリコピア他)
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	校区一斉あいさつ運動
23	水	勤労感謝の日
24	木	校内持久走大会
25	金	校内持久走予備日
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	全校朝会

読書月間
(10月24日~12月2日)
読書週間
(10月27日~11月9日)

<12月の主な行事予定>

- 1日(木) 1年読み聞かせ
 - 2日(金) 5年校外学習(川口スキップシティ)
 - 7日(水) 体育朝会
 - 8日(木) 2年読み聞かせ
 - 9日(金) 懇談会(オンデマンド配信)
 - 14日(水) 音楽朝会
 - 21日(水) 給食終了 短縮4時間授業
 - 22日(木) 短縮3時間授業
 - 23日(金) 終業式 短縮3時間授業
 - 24日(土) ~1月9日(月) 冬季休業日
 - 1月10日(火) 3学期始業式
- ※行事等は都合により変更になる場合があります。ご了承ください。

11月は「いじめ撲滅強調月間」です。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、一人で悩まず担任や学校に相談してください。また、以下のような県の相談窓口もありますので必要に応じてご利用ください。その他の相談窓口等についても、本校ホームページに掲載しますのでご確認ください。

●よい子の電話教育相談(埼玉県立総合教育センター)

【相談内容 いじめ、不登校、学校生活】

- ・18歳以下の子供用(無料)

#7300 又は 0120-86-3192



- ・保護者用

048-556-0874 (毎日24時間)

- ・Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日9時から17時の時間帯に行っています。

子供たちが楽しみにしています! 読み聞かせ活動

かせボランティア「おはなしの木」のみなさんによる学年ごとに読み聞かせを継続的に行っていただいています。今年度は、各学年の国語の年間指導計画を考慮した上で、お話の題材を選択していただき、より学習内容と関わりのある読み聞かせをしていただいています。子供たちは、お話の世界に浸れる読み聞かせの時間を楽しみにしています。



遅刻・欠席連絡フォーム入力についてのお願い

本校では、お子様が遅刻・欠席される際、フォームに入力いただき、その情報を担任等が確認しております。その際、フォームへは欠席の理由やオンライン授業への参加希望等についてのみご入力いただき、ご相談やご質問等に関しては、直接、連絡帳やお電話にてお知らせいただきますようご協力をお願いいたします。

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待による痛ましい事件が相次いでいます。しつけの一環という認識が、子供の心身に重大な影響を与え、深刻な事態を招くこともあります。地域で子供の様子を見守り、早期に発見していくことが大切です。お気づきの際は情報をお寄せください。

【朝霞市こども未来課より】

「虐待かも」と思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)にお電話ください。

子育ての悩みや困りごとは、ひとりで抱えず、こども未来課にご相談ください。

- ・こども未来課 048-463-0364
- ・家庭児童相談室 048-463-2231

2学期教材費の集金について

「MottoSokka!」の集金にご協力いただきありがとうございました。2学期の教材費の口座引き落としについては、**11月17日(木)**を予定しています。詳細は後日お知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の臨時休業や、子どもが新型コロナウイルスに感染した(またはそのおそれがある)等の事情により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合に、以下の通り支給されます。※**対象の取得休暇期間が、令和4年11月30日までに延長になりました。**

- ・労働者として雇用している保護者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた企業に対しては、小学校休業等対応助成金
- ・個人で業務委託契約等をしていただけなくなった保護者に対しては、小学校休業等対応支援金が国から支給されます。対象となる期間や詳細な手続などは、厚生労働省ホームページでご確認ください。